

○小牧市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱

平成15年10月1日

15小下第130号

改正 平成31年4月1日31小経第4-7号

令和元年7月1日31小業第1465-2号

(目的)

第1条 この要綱は、小牧市下水道条例(昭和61年小牧市条例第38号。以下「条例」という。)第6条の規定に基づき、ディスポーザ排水処理システムの取扱いについて必要な事項を定めることにより、ディスポーザ排水処理システムの適切な使用及び維持管理の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ディスポーザ排水処理システム 生ゴミを粉碎し、これを排水処理部で処理し、その排水を下水道へ排除する機器の総体であつて、公益社団法人日本下水道協会(以下「下水道協会」という)が定める「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)の改定に伴う関連規定の改定について」(平成25年3月13日公益社団法人日本下水道協会通知。以下「性能基準(案)」という。)に基づき同協会の製品認定を受けたものをいう。

(2) 申請者 ディスポーザ排水処理システムについて、条例第6条に規定する確認を受けようとする者をいう。

(3) 使用者 ディスポーザ排水処理システムの使用及び維持管理を行う次の者をいう。

ア 独立建築物の所有者又は賃借人

イ 賃貸の集合建築物の所有者

ウ 分譲の集合建築物の所有者の代表者

(4) メーカー ディスポーザ排水処理システムについて下水道協会の定

める性能基準（案）に基づく製品認定を受けた者をいう。

(5) 販売店 ディスポーザ排水処理システムを販売する者をいう。

(6) 維持管理業者 使用者又は管理組合等と維持管理契約を交わしたディスポーザ排水処理システムを維持管理する者をいう。

（書類の添付）

第3条 申請者は、小牧市下水道条例施行規程（平成31年小牧市下水道事業管理規程第10号）第4条第1項に規定する排水設備・排水施設計画確認申請書及びディスポーザ排水処理システム等設置計画確認申請書（別記様式）に別に掲げる書類を添付し、小牧市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和42年小牧市条例第18号）第4条第2項の下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

（申請者に対する指導）

第4条 管理者は、条例第6条の規定に基づく計画の確認を行う場合は、申請者に対し、次の事項の遵守を求めるものとする。

(1) ディスポーザ排水処理システム等設置計画確認申請書に付する維持管理計画書に従い、ディスポーザ排水処理システムの適切な使用及び維持管理を行うこと。

(2) 維持管理体制に従い、ディスポーザ排水処理システムの維持管理について維持管理業者と維持管理業務委託契約を締結し、その契約書の写しを管理者に提出すること。

(3) ディスポーザ排水処理システムの維持管理業務委託契約に基づき、維持管理業者が実施する点検に関する記録等維持管理に関する資料を3年間保存すること。

(4) ディスポーザ排水処理システムの使用及び維持管理に関して、管理者が行う指導に協力すること。

（使用者に対する指導）

第5条 管理者は、ディスポーザ排水処理システムの維持管理が適切に行われていることを確認するため、必要があると認める場合には、使用者

に対し維持管理に関する資料の提出を求めることができる。

2 管理者は、ディスポーザ排水処理システムの適切な維持管理を確保するため、必要があると認める場合には、立入検査の処置を講ずることができる。

3 管理者は、特に必要があると認めるときは、使用者に対し、ディスポーザ排水処理システムの使用及び維持管理に関し、必要な指導を行うことができる。

(使用者の地位の継承)

第6条 管理者は、条例第6条の規定に基づく計画の確認を行う場合には、申請者に対しディスポーザ排水処理システムを有する建築物の譲渡等があったときは、当該譲渡等を受けた使用者がディスポーザ排水処理システムの適正な維持管理を行うべき地位を継承するものであること及び第4条各号に掲げる事項を遵守しなければならないことを当該使用者に指導しなければならない。

2 申請者又は使用者は、ディスポーザ排水処理システムの設置された建築物を第三者に譲渡し、又は貸し付けるときは、当該建築物の譲渡人、賃借人等に対し、第4条各号に掲げる事項を遵守する必要があることを説明し、その理解を得るよう努めなければならない。

(メーカー及び販売店に対する指導)

第7条 管理者は、メーカー及び販売店に対し、ディスポーザ排水処理システムを販売するときは、申請者又は使用者に、第4条各号に掲げる事項を遵守しなければならないことを説明し、その理解を得るよう努力することを指導しなければならない。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年31小経第4—7号)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の小牧市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（令和元年 3 1 小業第 1 4 6 5 — 2 号）

この要綱は、令和元年 7 月 1 日から施行する